

議案第 27 号

平成 24 年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

平成 24 年 2 月 23 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

## 平成24年度狭山市下水道事業会計予算

( 総則 )

第1条 平成24年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

( 1 ) 水洗化戸数	62,200戸
( 2 ) 年間総排水量	19,700,000立方メートル
( 3 ) 一日平均排水量	53,973立方メートル
( 4 ) 主要な建設改良事業の概要	
汚水管渠整備事業	775,736千円
雨水管渠整備事業	47,019千円
一般下水道管渠改良事業	22,176千円

( 収益的収入及び支出 )

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		2,759,504千円
第1項 営業収益		1,944,110千円
第2項 営業外収益		615,394千円
第3項 特別利益		200,000千円

	支	出
第1款 下水道事業費用		2,715,453千円
第1項 営業費用		2,165,710千円
第2項 営業外費用		544,310千円
第3項 特別損失		4,433千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,143,786千円は、当年度分消費税資本的収支調整額38,507千円、過年度分損益勘定留保資金233,652千円及び当年度分損益勘定留保資金871,627千円で補てんするものとする。 )。

	収	入
第1款 資本的収入		1,072,761千円
第1項 企業債		755,300千円
第2項 他会計負担金		118,659千円
第3項 国庫補助金		159,000千円
第4項 工事負担金及び分担金		30,892千円
第5項 寄附金		8,910千円

支 出

第1款 資本的支出	2,216,547千円
第1項 建設改良費	1,241,143千円
第2項 固定資産購入費	625千円
第3項 企業債償還金	973,779千円
第4項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業費	千円 681,000	普通貸借又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、 財政の都合により据置期間を短縮 し、若しくは繰上償還し、又は低利 に借換えすることができる。
流域下水道整備事業費	74,300	同上	同上	同上
計	755,300			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費290,007千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、220,769千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,760千円と定める。